

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則
- 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則
- 岡山県風致地区条例施行規則を廃止する規則
- 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- マンションの建替え等の円滑化に関する

市町村課

自然環境課

生活衛生課

医薬安全課

長寿社会課

経営支援課

都市計画課

建築指導課

〃

〃

目次

担当課（室）

法律施行細則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額の一部改正
 - 岡山県企業立地資金融資制度要綱の廃止
 - 岡山県道路路占用料徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域
 - 岡山県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正
- （以上県例規集登載）
- ### 【人事委員会】
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則
 - 号給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
 - 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部

財産活用課

企業誘致・投資促進課

道路整備課

建築指導課

人事委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<ul style="list-style-type: none"> ○ 部を改正する規則 ○ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則を廃止する規則 ○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載) <p style="text-align: center;">【公安委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に基づく警察職員の身分を示す証明書の様式を定める規則 (以上県例規集登載) <p style="text-align: center;">【正 誤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例の正誤 ○ 岡山県危険な薬物から県民の命とくらし 	目次
<p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">総務学事課</p>	担当課(室)
<p style="text-align: center;">を守る条例の正誤 (以上県例規集登載)</p>	目次
	担当課(室)

◎岡山県規則第十二号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年岡山県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「別表第一第五号」を「別表第一第十二号」に改め、同項第一号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「別表第一第四号」を「別表第一第九号」に改め、同項第四号中「規定による」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 条例別表第一第十号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条に規定する採石業の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

二 採石法第三十二条の七第一項の規定による採石業の登録の事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

11 条例別表第一第十一号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条に規定する砂利採取業の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

二 砂利採取法第九条第一項の規定による砂利採取業の登録の事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第十条第三項の次に次の五項を加える。

4 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 条例別表第一第四号に規定する低所得者生業資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 条例別表第一第四号に規定する低所得者修学資金の貸付けを受けた者若しくはその者と連帯して債務を負担する借受人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

5 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、岡山県自立促進資金貸付要綱（平成九年岡山県告示第二百十三号）附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとす

れる同告示第一条に規定する資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

6 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）第一条の看護学生奨学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

7 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第一条の児童扶養手当の過誤払による返還金又は同法第十二条第二項の規定により返還すべき金額に係る債務の弁済をすべき者若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条に規定する母子福祉資金、同法第三十一条の六に規定する父子福祉資金又は同法第三十二条に規定する寡婦福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人若しくは連帯債務を負担する借主又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十条に次の一項を加える。

13 条例別表第一第十三号の規則で定める事務は、岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）第十五条第一項の家賃の徴収の対象となる入居者（入居者であった者を含む。）若しくは同条例第六十一条第一項の駐車場の使用料の徴収の対象となる使用者（使用者であった者を含む。）若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十一条第一項を次のように改める。

条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 岡山県高等学校貸付奨学資金貸与規則を廃止する規則（平成二十二年岡山県規則第三十八号）による廃止前の岡山県高等学校貸付奨学資金貸与規則（平成十四年岡山県規則第五十三号）第一条に規定する奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人若しくは保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金貸与規則を廃止する規則（平成十四年岡山県規則第五十二号）による廃止前の岡山県地域改善対策奨学金及び通学

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

用品等助成金貸与規則（昭和五十七年岡山県規則第五十八号）第一条に規定する奨学金又は通学用品等助成金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十三号

岡山県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県立自然公園条例施行規則(昭和四十八年岡山県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三十七号及び第三十八号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「基づき」を「より」に、「行う」を「実施する」に改め、同条第八十五号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第八十六号及び第八十七号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改める。

(岡山県自然保護条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県自然保護条例施行規則(昭和四十八年岡山県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十三の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「基づき」を「より」に、「行う」を「実施する」に改める。

(岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則(平成十一年岡山県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表の備考中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(岡山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部改正)

第四条 岡山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則(平成十二年岡山県規則第九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

岡山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

◎岡山県規則第十四号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「の規定」を「又は別表第二の第三の規定」に改める。

様式第六号中「~~第48条~~第6項」を「~~第48条~~第8項」に改める。

様式第七号、様式第八号及び様式第十号中「~~昭和22年法~~第223号」を「~~昭和22年法~~第233号」に改める。

様式第十二号中「の規定」を「（別表第2の第3）の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係機関の報告事項等)

第二条 条例第十条第二項の規則で定める事項は、発見された者の年齢、性別及び症状並びに当該者を発見した年月日とする。

2 条例第十条第二項の規定による報告は、当該身体に使用した、又はその疑いがある商品の包装の写真その他商品を特定することができる資料を添えて書面により行うものとする。

(誓約書の記載事項)

第三条 条例第十一条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所持する知事監視商品の名称、形状その他の当該知事監視商品を特定することができる情報

二 所持する数量

三 所持を開始した年月日

(正当な理由により行う場合)

第四条 条例第十四条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 国、他の地方公共団体又は次に掲げる機関等において学術研究又は試験検査の用途に供する場合

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ロ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立

行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設又は獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設
二 前号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる用途に供する場合

イ 学術研究又は試験検査の用途（人の身体に使用しない場合に限る。）

ロ 犯罪鑑識の用途

ハ 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）

ニ 工業の用途

ホ イからニまでに掲げる用途のほか、知事が人の健康に被害が生じるおそれがないと認める用途

（収去証の交付）

第五条 職員は、条例第十五条第一項の規定により知事指定薬物等を収去するときは、収去の相手方に収去証（様式第一号）を交付しなければならない。

（身分証明書）

第六条 条例第十五条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第二号）とする。

（その他）

第七条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、条例附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

様式第1号（第5条関係）

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所又は営業所の所在地
- 2 収去の相手方の氏名又は名称
- 3 収去する物の名称及び数量
- 4 収去場所

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年岡山県条例第17号）第15条第1項の規定により、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者
所属
職名

氏名

Ⓜ

備考

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

様式第2号（第6条関係）

（表）

		第	号
身分証明書			
所 属			
氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年岡山県条例第17号）第15条第1項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。			
年		月	日
		発行	
岡山県知事			印

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

（裏）

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（抜粋）
（立入調査等）

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物（以下この条において「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う者は、第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

◎岡山県規則第十六号

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十一年岡山県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(特例)

3 平成二十七年四月一日から地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「整備等法」という。)附則第十一条の厚生労働省令で定める日までの間は、同条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備等法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護の事業又は同条第七項に規定する介護予防通所介護の事業を行い、又は行おうとする者については、整備等法附則第九条に規定する第三号新介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けている、又は受けようとする者とみなして、この規則の規定を適用する。

4 平成二十七年四月一日から整備等法附則第十四条第一項の条例で定める日までの間は、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備等法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護の事業又は同条第七項に規定する介護予防通所介護の事業を行い、又は行おうとする者については、整備等法附則第九条に規定する第三号新介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けている、又は受けようとする者とみなして、この規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十七号

岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則

岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（平成十二年岡山県規則第九十四号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十八号

岡山県風致地区条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県風致地区条例施行規則を廃止する規則

岡山県風致地区条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第三十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十九号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「（法第六条第五項及び第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定に係る金額を除く。）」を削り、同条第三項中「様式第三号の二」を「様式第四号」に改める。

第十一条第一項中「又は」を「（以下この条及び第二十三条において「道路の位置の指定」という。）又は」に改める。

第十二条第一項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（道路の位置の指定に係る図面等の写しの交付申請）

第二十三条 道路の位置の指定に係る図面又は省令第十一条の四第一項第一号から第六号までに掲げる書類の写しの交付を請求しようとする者は、当該道路の位置の指定を受けた道路の位置又は当該写しの交付を請求しようとする書類に係る建築物、建築設備若しくは工作物を特定し、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

様式第一号の二中「第137条の2第1号」を「第137条の2第1号イ」に、「第137条の2第2号」を「第137条の2第1号ロ」に、「第137条の2第3号」を「第137条の2第2号」に、「第137条の2第4号」を「第137条の2第3号イ」に改める。

様式第四号を削り、様式第三号の二を様式第四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第十一条第一項の改正規定及び第二十二條の次に一條を加える改正規定は平成二十七年四月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

（経過措置）

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

2 この規則による改正前の岡山県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十二の項(1)中「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認」を「認定」に、「承認通知書」を「認定通知書」に改め、同項(5)中「第十八条第二十二項第一号（法第八十七条の二及び）」を「第十八条第二十四項第一号（法第八十七条の二並びに）」に、「仮使用の承認」を「認定」に、「承認通知書」を「認定通知書」に改め、同項(32)中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同項(33)中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に改め、同項(34)中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十一号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定の申請の添付書類)

第二条 省令第四十九条第一項第三号の規則で定める書類は、当該マンションが法第百二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類の写しその他知事が必要と認める図書又は書面とする。

2 法第百二条第一項の規定による申請をしようとする者は、省令第四十九条第一項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しないものとする。
(容積率の特例に係る許可の申請の添付図書等)

第三条 省令第五十二条第一項の規則で定める図書又は書面は、岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）第十二条第一項第一号の表に掲げる図書その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

(法人等の申請)

第四条 法、省令又はこの規則の規定により申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合においては、申請書にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

2 代理人が申請者に代わって法、省令又はこの規則の規定により申請をしようとする場合（次項に規定する場合を除く。）は、代理人は、申請書に申請者の委任状を添えなければならない。

3 申請者が未成年者、成年被後見人又は被保佐人である場合は、それぞれの法定代理人、成年後見人又は保佐人は、申請書に連署しなければならない。

(申請の取下げの届出)

第五条 法、省令又はこの規則の規定により申請をした者は、当該申請に係る認定、許可等の処分をした旨の通知を受ける前に当該申請を取り下げた場合は、知事が必要と認める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(認定事項等の変更)

第六条 法第百二条第一項の認定又は法第百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該認定又は許可を受けた事項の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、当該認定又は許可をした旨の通知書を添えて、第二条又は第三条の規定に準じ、改めて認定又は許可を申請しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百四十八号

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日

表中備考以外の部分を次のように改める。

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項第一号に掲げる工作物							使用物件	単位	使用物件の所在地				
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
一本につき一年	一、四〇〇円	六一〇円	四三〇円	三六〇円	三一〇円	一一〇円	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地		
	二、一〇〇円	九四〇円	六六〇円	五五〇円	四八〇円	五五円							
	二、八〇〇円	一、三〇〇円	九〇〇円	七四〇円	六五〇円	三九円							
	一、二〇〇円	五五〇円	三九〇円	三二〇円	二八〇円	三二円							
	一、九〇〇円	八七〇円	六二〇円	五一〇円	四五〇円	二八円							
	二、七〇〇円	一、二〇〇円	八五〇円	七〇〇円	六二〇円	二八円							

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件									
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	地上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類
つき一年	長さ一メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年		一個につき一年	使用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	つき一年	長さ一メートルにつき一年
七三円	五一円	二、四〇〇円	一九、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、四〇〇円	七三〇円	一、二〇〇円	七円	一二円
三三円	一三円	一、一〇〇円	三、八〇〇円	四六〇円	一、一〇〇円	三三〇円	五四〇円	三円	五円
二三円	一六円	七七〇円	一、九〇〇円	三二〇円	七七〇円	一三〇円	三八〇円	二円	四円
一九円	一三円	六四〇円	一、一〇〇円	二七〇円	六四〇円	一九〇円	三一〇円	二円	三円
一七円	一二円	五六〇円	七六〇円	二四〇円	五六〇円	一七〇円	二七〇円	二円	三円

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。) 第七条 第一号に掲げる物件		法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設							
旗ざお	標識	看板(アーチであるものを除く。)		その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	階数が三以上のもの
		一時的に設けるもの	その他のもの						
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一月	使用面積一平方メートルにつき一日				
一本につき一日	一本につき一年	一九、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一九〇円	二、四〇〇円	五、六〇〇円	九、三〇〇円	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
三八円	八七〇円	三、八〇〇円	三八〇円	三八〇円	三八円	一、一〇〇円	一、二〇〇円	一、九〇〇円	
一九円	六二〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九〇円	一九円	七七〇円	五六〇円	九三〇円	
一一円	五一〇円	一、一〇〇円	一一〇円	一一〇円	一一円	六四〇円	三二〇円	五三〇円	
八円	四五〇円	七六〇円	七六円	七六円	八円	五六〇円	一三〇円	三八〇円	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

設	令第七条第八号に掲げる施	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	用材料	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)				その他(のもの)			
							アーチ	車道を横断するもの	その他(のもの)	その他(のもの)				
上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			使用面積一平方メートルにつき一年		使用面積一平方メートルにつき一年	一本につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	その面積一平方メートルにつき一月	一本につき一月		
								一、九〇〇円	一九〇円	三八〇円	一九〇円	三八〇円	一九〇円	一一〇円
Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	二四〇円	一、九〇〇円	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	二、四〇〇円	九、三〇〇円	一九、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	三八〇円	三八〇円	一九〇円	一一〇円	七六円
	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	一一〇円	三八〇円		一、一〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円	三八〇円	三八〇円	一九〇円	一九〇円	一一〇円	八円	
	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	七十七円	一九〇円		七十七円	九三〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	七六円		
	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	六十四円	一一〇円		六十四円	五三〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一一〇円	一一〇円	一一〇円	七六円		
	Aに〇・〇二を乗じて得た額	五六円	七六円		五六円	五三〇円	三、八〇〇円	七六〇円	七六円	七六円	七六円	七六円		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

令第七条第十 三号に掲げる	令第七条第十二号に掲げる器具	物	令第七条第十 一号に掲げる 応急仮設建築 物	令第七条第十 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	令第七条第十 号に掲げる施 設	令第七条第九 号に掲げる施 設	令第七条第九 号に掲げる施 設	その他のもの
								建築物
トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの				その他のもの

Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二八を乗じて得た額
Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額

施設	
上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額
その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額

備考中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 岡山県行政財産使用料徴収条例第四条第一項第一号アの線類のみの設置に係る使用料の額の算定については、第八号及び前号の規定は適用しない。

備考中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 使用物件の所在地の区分は、岡山県道路占用料徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）別表の占用物件の所在地の区分に準ずるものとする。この場合において、第三級地には岡山市の区域を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百十九号

昭和五十八年岡山県告示第二百三十六号（岡山県企業立地資金融資制度要綱）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百五十号

岡山県道路占用料徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県道路占用料徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域

岡山県道路占用料徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）別表の備考第一号から第五号までの規定により知事が定める市町村の区域は、次のとおりとする。

級地	区域
第一級地	
第二級地	倉敷市及び都窪郡早島町の区域
第三級地	玉野市、浅口市及び浅口郡里庄町の区域
第四級地	津山市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、小田郡矢掛町及び勝田郡勝央町の区域
第五級地	高梁市、新見市、真庭市、美作市、和气郡和气町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町、勝田郡奈義町、英田郡西粟倉村、久米郡久米南町、同郡美咲町及び加賀郡吉備中央町の区域

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百五十一号

岡山県建築計画概要書等閲覧規程（平成十八年岡山県告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一条中「昭和二十五年建設省令第四十号」の下に「。以下「省令」という。」を加え、「同条第一項に規定する書類（以下「概要書等」を「同条第一項第一号から第六号までに掲げる書類（以下「建築計画概要書等」に改める。

第二条中「概要書等の」を「建築計画概要書等のうち省令第十一条の四第一項第一号から第五号までに掲げる書類の」に、「概要書等を」を「当該書類を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 建築計画概要書等のうち省令第十一条の四第一項第六号に掲げる書類の閲覧所は、土木部都市局建築指導課内に設置し、当該書類を閲覧に供するものとする。

第三条第一項中「概要書等」を「建築計画概要書等」に改める。

第四条の見出しを「（閲覧の申請）」に改め、同条中「概要書等」を「建築計画概要書等」に、「閲覧所備付けの閲覧者名簿」を「知事が別に定める申請書」に、「記載しなければ」を「記載しなれば」に改める。

第五条中「概要書等」を「建築計画概要書等」に改める。

第六条の見出し中「拒否」を「禁止」に改め、同条中「概要書等」を「建築計画概要書等」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第十六条第二項の規定により昇格をさせた場合にあつては、別表第六の二」を削る。

第三十一条に次の一項を加える。

9 給与条例第四条第七項の人事委員会規則で定める職員は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員とする。
別表第六を次のように改める。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

別表第六 昇格時号給対応表（第十八条関係）

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	38	51	52	69	51	33	
83	39	51	52	69	51	34	
84	40	51	52	69	51	34	
85	41	52	53	69	51	35	
86	41	52	53	70	51		
87	42	52	53	70	51		
88	42	52	53	70	51		
89	43	53	54	71	52		
90	43	53	54	72	52		
91	44	53	54	73	52		
92	44	53	54	74	52		
93	45	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	
85	77	73	69	57	75	53	47	
86	78	74	69	57	76	53		
87	79	75	70	58	77	53		
88	80	76	70	58	78	54		
89	81	77	71	59	79	54		
90	81	78	71	59	80	54		
91	82	79	72	60	81	55		
92	82	80	72	60	82	55		
93	83	81	73	61	83	55		
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130		105	96					
131		105	96					
132		106	96					
133		106	97					
134		106	97					
135		107	97					
136		107	97					
137		107	97					
138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

ハ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級から の昇格の 場合	特 2 級か らの昇格 の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	38	42	14	42	25
67	39	43	15	43	26
68	40	44	16	44	26
69	41	45	17	45	27
70	41	46	18	46	27
71	42	47	19	47	28
72	42	48	20	48	28
73	43	49	21	49	29
74	43	50	22	50	29
75	44	51	23	51	30
76	44	52	24	52	30
77	45	53	25	53	31
78	45	54	26	54	
79	46	55	27	55	
80	46	56	28	56	
81	47	57	29	57	
82	47	58	30	58	
83	48	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	62	
87	50	63	35	63	
88	50	64	36	64	
89	51	65	37	65	
90	51	66	38	66	
91	52	67	39	67	
92	52	68	40	68	
93	53	69	41	68	
94	53	70	42	68	
95	54	71	43	69	
96	54	72	44	69	
97	55	73	45	69	
98	55	74	46	70	
99	56	75	47	70	
100	56	76	48	70	
101	57	77	49	71	
102	57	78	49	71	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

103	57	79	50	71	
104	58	80	50	72	
105	58	81	51	72	
106	58	82	51	72	
107	59	83	52	73	
108	59	84	52	73	
109	59	85	53	73	
110	60	86	53		
111	60	87	54		
112	60	88	54		
113	61	89	55		
114	61	89	55		
115	61	90	56		
116	61	90	56		
117	61	91	57		
118	62	91	57		
119	62	92	57		
120	62	92	58		
121	62	92	58		
122	62	92	58		
123	63	92	58		
124	63	92	58		
125	63	92	58		
126	63	92	58		
127	63	92	58		
128	64	92	58		
129	64	92	59		
130	64	92	59		
131	64	92	59		
132	64	92	59		
133	65	92	59		
134	65	92	59		
135	65	92	59		
136	65	92	59		
137	65	92	59		
138	65	92	59		
139	66	92	59		
140	66	92	59		
141	66	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	67	95	60		
146	67				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	68				
152	68				
153	68				

平成 27 年 3 月 20 日 岡山県公報 号外

ニ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表及び
 ホ 小学校・中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級から の昇格の 場合	特 2 級か らの昇格 の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	2	1	30	1
39	31	3	1	31	1
40	32	4	1	32	1
41	33	5	1	33	1
42	34	6	1	34	1
43	35	7	1	35	1
44	36	8	1	36	1
45	37	9	1	37	1
46	38	10	1	38	1

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

47	39	11	1	39	1
48	40	12	1	40	1
49	41	13	1	41	1
50	41	14	2	42	1
51	42	15	3	43	1
52	42	16	4	44	1
53	43	17	5	45	1
54	43	18	6	46	1
55	44	19	7	47	1
56	44	20	8	48	1
57	45	21	9	49	1
58	45	22	10	50	2
59	46	23	11	51	3
60	46	24	12	52	4
61	47	25	13	53	5
62	47	26	14	54	6
63	48	27	15	55	7
64	48	28	16	56	8
65	49	29	17	57	9
66	49	30	18	58	10
67	50	31	19	59	11
68	50	32	20	60	12
69	51	33	21	61	13
70	51	34	22	62	14
71	52	35	23	63	15
72	52	36	24	64	16
73	53	37	25	65	17
74	54	38	26	66	18
75	55	39	27	67	19
76	56	40	28	68	20
77	57	41	29	69	20
78	57	42	30	70	20
79	58	43	31	71	20
80	58	44	32	72	20
81	59	45	33	73	21
82	59	46	34	74	21
83	60	47	35	75	21
84	60	48	36	76	21
85	61	49	37	77	21
86	61	50	38	78	22
87	61	51	39	79	22
88	62	52	40	80	22
89	62	53	41	81	22
90	62	54	42	82	22
91	63	55	43	83	23
92	63	56	44	84	23
93	63	57	45	84	23
94	64	58	46	84	
95	64	59	47	84	
96	64	60	48	84	
97	65	61	49	84	
98	65	62	50	84	
99	65	63	51	84	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

100	65	64	52	84	
101	65	65	53	84	
102	66	66	54	85	
103	66	67	55	86	
104	66	68	56	87	
105	66	69	57	87	
106	66	70	58	88	
107	67	71	59	89	
108	67	72	60	90	
109	67	73	61	91	
110	67	74	61		
111	67	75	62		
112	68	76	62		
113	68	77	63		
114	68	78	63		
115	68	79	64		
116	68	80	64		
117	69	81	65		
118	69	82	66		
119	69	83	67		
120	70	84	68		
121	70	85	69		
122	70	86	69		
123	71	87	70		
124	71	88	70		
125	71	89	71		
126		90	71		
127		91	72		
128		92	72		
129		93	73		
130		94	73		
131		95	74		
132		96	74		
133		96	74		
134		96	74		
135		96	74		
136		96	74		
137		96	74		
138		96	74		
139		96	74		
140		96	74		
141		96	74		
142		96	74		
143		96	74		
144		96	74		
145		96	74		
146		96	74		
147		96	74		
148		96	74		
149		96	74		
150		96	74		
151		96	75		
152		96	75		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

153		96	75		
154		96	75		
155		96	75		
156		97	76		
157		98	76		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

へ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	30	22	38	27
60	30	22	38	27
61	31	23	39	27
62	31	23	39	28
63	32	24	40	28
64	32	24	40	28
65	33	25	41	29
66	33	25	41	29
67	34	26	41	29
68	34	26	42	30
69	35	27	42	30
70	35	27	42	30
71	36	28	43	31
72	36	28	43	31
73	37	29	43	31
74	37	29	43	
75	38	30	44	
76	38	30	44	
77	39	31	44	
78	39	31	44	
79	40	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	35	47	
88	44	35	47	
89	45	35	47	
90	46	36		
91	47	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	40		
106	59	40		
107	60	41		
108	60	41		
109	61	41		
110	61	41		
111	61	41		
112	61	42		
113	62	42		
114	62	42		
115	62	42		
116	62	42		
117	63	43		
118	63	43		
119	63	43		
120	63	43		
121	64	43		

ト 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

チ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	12
38	18	22	26	22	22	21	12
39	19	23	27	23	23	22	12
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	13
42	22	26	30	26	26	23	13
43	23	27	31	27	27	24	13
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	14
46	26	30	34	30	30	25	14
47	27	31	35	31	31	25	14
48	28	32	36	32	32	25	15
49	29	33	37	33	33	25	15

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

50	29	34	38	33	33	25	15
51	30	35	39	34	34	26	15
52	30	36	40	34	34	26	16
53	31	37	41	35	35	26	16
54	31	38	42	35	35	26	
55	32	39	43	36	36	26	
56	32	40	44	36	36	26	
57	33	41	45	37	37	27	
58	34	42	46	38	37	27	
59	35	43	47	39	37	27	
60	36	44	48	40	38	27	
61	37	45	49	41	38	27	
62	37	46	50	41	38	27	
63	38	47	51	41	39	28	
64	38	48	52	42	39	28	
65	39	49	53	42	39	28	
66	39	50	54	42	40		
67	40	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	40		
70	41	53	58	44	41		
71	42	54	59	44	41		
72	42	54	60	44	41		
73	43	55	61	45	41		
74	43	55	61	45	42		
75	44	56	62	45	42		
76	44	56	62	45	42		
77	45	57	63	46	42		
78	45	57	63	46	43		
79	46	58	64	46	43		
80	46	58	64	46	43		
81	47	59	65	47	43		
82	47	59	65	47	44		
83	48	60	66	47	44		
84	48	60	66	47	44		
85	49	61	67	48	44		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	48			
90		61	70	48			
91		62	71	49			
92		62	72	49			
93		62	73	49			
94		62	73	49			
95		62	74	49			
96		62	74	49			
97		63	74	50			
98		63	74	50			
99		63	74	50			
100		63	74	50			
101		63	74	50			
102		63	74	50			
103		64	74	51			

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

104		64	74	51			
105		64	74	51			
106			74				
107			74				
108			74				
109			74				
110			74				
111			74				
112			74				
113			74				

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

リ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		
103	79	79	88	70		

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	85	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			
123	85	86	97			
124	85	86	97			
125	86	87	97			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

備考：これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、
その者が昇格した職務の級を示す。

別表第六の二を削る。

別表第七中

4以上	3	2	1
-----	---	---	---

を

2以上	1	0	0
-----	---	---	---

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第九項の人事委員会規則で定める職員)

2 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第一号）附則第九項の人事委員会規則で定める職員は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員とする。

(平成三十二年三月三十一日までの間における昇給の特例措置)

3 この規則の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間における岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第九項の規定の適用を受ける職員についてのこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第七の規定の適用

この場合は、同表中

2以上	1	0
-----	---	---

とあるのは、

3以上	2	1
-----	---	---

とする。

◎岡山県人事委員会規則第六号

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第一号。以下「平成二十七年改正給与条例」という。）附則第三項から第五項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成二十七年改正給与条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員）

第二条 平成二十七年改正給与条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号。以下「初任給規則」という。）別表第二に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員

二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

三 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第三十八条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）第八条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年岡山県条例第五十一号）第十条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五十六号）第十条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項又は職員令の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条の規定により休

職にされていた期間

ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間

ホ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。）第六条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ヘ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）

第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ト 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしていた期間

チ 職員の自己啓発等休業に関する条例第二条に規定する自己啓発等休業をしていた期間

リ 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に再任用職員異動（地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

六 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
（平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号のうちの二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定

める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。

- 一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- 二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降にこれらの降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- 三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- 四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十七年改正給与条例第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。次号において「改正前の給与条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表、平成二十七年改正給与条例第三条の規定による改正前の岡山県条例第六十五号。次号において「改正前の県費負担教職員給与条例」という。）別表の給料表、平成二十七年改正給与条例第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第七条第一項の給料表又は平成二十七年改正給与条例第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）第五条第一項若しくは第二項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（同日に一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第四項の規定の適用を受けていた職員にあつては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定め

られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条別表第一から別表第五までの給料表又は改正前の県費負担教職員給与条別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。

（平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫、他の地方公共団体又は地方公営企業に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規

定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第五条 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

号給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

号給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

号給の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成十八年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則

本則中「平成十八年改正条例」を「平成十八年改正給与条例」に改める。

第四条第一項中「給料月額が」を「給料月額と岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第一号。以下「平成二十七年改正給与条例」という。）附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額が」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第五号」を「第六号」に改める。

第四条第二項及び第五条第一項中「給料月額が」を「給料月額と平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額が」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第八号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

附則第二項の見出し及び同項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第三項の見出し及び同項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の十四」を「百分の十五」に改める。

附則別表中「百分の十七」を「百分の十八」に、「百分の十四」を「百分の十五」に、「百分の十二」を「百分の十三」に、「百分の九」を「百分の十」に改める。

附則別表備考中「平成十八年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。
別表中

岡山県のうち岡山市	広島県のうち広島市	四級地
	六級地	
	その他条例第十条の二第一項に規定する地域として人事委員会が認める地域	
	二級地	
	三級地	
	四級地	
	五級地	
六級地		
岡山県のうち広島市	五級地	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

岡山県のうち岡山市						七級地
その他条例第十条の二第一項に規定する地域として人事委員会が認める地域						二級地
						三級地
						四級地
						五級地
						六級地
						七級地

に改める。

別表備考中「平成十八年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第九号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成二年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二千キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元
十 二千五百キロメートル以上 五万八千元

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（地公法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（地公法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条第一号の規定による休職から復職したこと。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岡山県条例第十号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したことを。

第五条第二項第七号中「復職等」を「事由発生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

2 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第一号）附則第八項の規定により読み替えられた岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第十一条の第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、二万六千円とする。

（住居手当に関する規則の一部改正）

3 住居手当に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第一項中「給与条例第十八条の四第二項」を「給与条例第十八条の四第三項第一号」に改め、同項第一号中「による管理職手当」の下に「（以下「管理職手当」という。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

給与条例第十八条の四第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、当該勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一項を加える。

第三条 給与条例第十八条の四第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の占める職に係る管理職手当の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種及び二種 六千円
- 二 三種及び四種 五千円
- 三 五種及び六種 四千円
- 四 七種、八種及び九種 三千円
- 五 十種 二千円

2 給与条例第十八条の四第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした給与条例第八条の二第一項に規定する職にある職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年岡山県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

149号給		7,100			
-------	--	-------	--	--	--

を

149号給から152号給まで		7,100			
153号給から156号給まで		7,100			
157号給		7,100			

に改

める。

別表第二中

141号給から144号給まで	5,000	
145号給から148号給まで	5,100	

を

141号給から144号給まで	5,000	7,100
145号給から148号給まで	5,100	7,100

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同項第三号才中「前号カ」を「前号オ」に改め、同号カ中「第六条第一項第七号」を「第六条第一項第六号」に改める。

第六条第一項中「の各号」を削り、「第七号」を「第六号」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「第六号」を「前号」に改め、同号を同項第六号とする。

第十三条第一項第一号中「百分の百二・五以上百分の百六十五」を「百分の九十三以上百分の百五十」に、「百分の百二十八・五以上百分の二百五」を「百分の百十九以上百分の百九十」に改め、同項第二号中「百分の九十一以上百分の百二・五」を「百分の八十二・五以上百分の九十三」に、「百分の百十四以上百分の百二十八・五」を「百分の百五・五以上百分の百十九」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十九・五」を「百分の七十二」に、「百分の九十九・五」を「百分の九十二」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号才を削り、同項第三号才中「（前号才に掲げる者を除く。）」を削り、同号カ中「第六条第一項第六号」を「第六条第一項第五号」に改める。

第六条第一項中「第六号」を「第五号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第五号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第一条の規定は平成二十七年四月一日から、第二条の規定は同年六月

二日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職することとされる同項に規定する旧教育長については、第一条の規定による改正前の第三条第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後も、なおその効力を有する。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中「一・二五」を「一」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十五項中「第三十三条第十九号」を「第三十三条第二十号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第三十三条第十七号」を「第三十三条第十八号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第三十三条第十五号」を「第三十三条第十六号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第三十三条第十四号」を「第三十三条第十五号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第三十三条第十三号」を「第三十三条第十四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三十三条第十二号」を「第三十三条第十三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三十三条第十一号」を「第三十三条第十二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 条例第三十三条第十一号の人事委員会規則で定める離島の周辺の海域は、海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成二十四年警察庁・海上保安庁告示第一号）十八の項に掲げる区域内に存する離島の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）に定める基線をいう。）に基づき設定された領海又は接続水域とする。

10 条例第三十三条第十一号の人事委員会規則で定める作業は、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し、又は運航する船舶の間近に接近して進路規制、警告等を行う警戒の作業（接続水域における作業は、当該船舶が日本船舶に対して逮捕等を行うことを防止するために行うものに限る。）とする。

第二十二条第四項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号中「六千円」を「七千五百円」に、「三千円」を「三千七百五十円」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第三十三条第十九号」を「第三十三条第二十号」に改め、同条第六項第一号口中「第三十三条第十二号又は第十六号」を「第三十三条第十三号又

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

は第十七号」に改める。

第二十六条第三項中「第三十三条第十九号」を「第三十三条第二十号」に改める。
附則第三項中「免震重要棟」の下に「及び新事務棟」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十五号

岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則を廃止する規則

岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則（平成十九年岡山県人事委員会規則第十一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職することとされる同項に規定する旧教育長については、この規則による廃止前の岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「六級地」を「七級地」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県公安委員会

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則（昭和四十一年岡山県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「殉職者賞じゆつ金」の下に「又は殉職者特別賞じゆつ金」を加える。

第三条中「行ない」を「行い」に、「第三条」を「第三条第一項若しくは第二項」に改める。

様式第一号を次のように改める。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

様式第1号（第2条関係）

第 号 年 月 日	
岡山県警察本部長 殿	
所属長 職氏名	
印	
賞じゆつ金支給申請書	
賞じゆつ金の種類	
被賞じゆつ者 所属、官職、 氏名、生年月日	所属 官職 氏名 年 月 日生
殉職又は危害を 受けた日時、場所	日時 年 月 日 時 分 場所
殉職又は危害を受 けるに至った状況	
障害、傷病の程度	
医師の意見	
殉職者賞じゆつ金又は殉職者 特別賞じゆつ金を授与される 遺族の住所、氏名、続柄、年 齢	
功績に対する所属長の意見 殉職者等の職務執行等の 状況、功績の程度	
その他参考事項	

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に基づく警察職員の身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

岡山県公安委員会

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に基づく警察職員の身分を示す証明書の様式を定める規則

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十五条第三項に規定する警察職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

附 則

この規則は、条例附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記様式

(表)

		第	号
身分証明書			
所 属			
氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年岡山県条例第17号）第15条第2項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。			
年		月	日
		発行	
岡山県公安委員会			印

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（抜粋）
（立入調査等）

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物（以下この条において「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う者は、第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

頁・行		誤		正	
三五・三 三五・一〇 三六・九 三六・一三 三六・終わり から一七		平成二十七年岡山県条例第 号	平成二十七年岡山県条例第一号		

〔九〕平成二十七年三月二十日付け（号外）公布岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（岡山県条例第一号）に誤りがあつた。

平成27年3月20日 岡山県公報 号外

〔二〇〕平成二十七年三月二十日付け（号外）公布岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（岡山県条例第十七号）に誤りがあった。

六〇・三	頁・行
平成二十七年岡山県条例第 号	誤
号 平成二十七年岡山県条例第十七	正